

# 宗像市産業振興戦略プロジェクト宗像商品ブランドロゴマーク使用基準

## (目的)

第1条 この基準は、宗像の土産品や商品を「宗像商品ブランド」として統一したイメージで広くかつ普遍的に発信することを目的に作成した宗像市産業振興戦略プロジェクト宗像商品ブランドロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (種類)

第2条 この基準におけるロゴマークの種類は、別表に定める。

## (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、宗像市産業振興戦略プロジェクトに属する。

## (ロゴマークの用途)

第4条 ロゴマークの用途は、宗像の土産品や商品に関連する包材、パッケージ、パンフレット、ウェブサイト等とする。

## (使用できる者)

第5条 ロゴマークの使用ができる者は、宗像の土産品や商品を取り扱う事業者、団体、個人等とし、使用者の所在地や住所は宗像市内外を問わない。

## (ロゴマークの使用及び入手方法)

第6条 ロゴマークの使用を希望する者は、宗像観光ガイドホームページ上の使用フォームに必要な事項を入力し、データをダウンロードするものとする。

## (使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用するにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 別途定める運用マニュアルに沿って使用すること。
- (2) 法令及び公序良俗に反するものに使用しないこと。

## (使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

## (事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。場合によっては、使用が取り消されることがある。

## (庶務)

第10条 ロゴマークの使用に関する庶務は、宗像市産業振興部商工観光課が行う。

### 別表

